

【論 文】

## 日韓の子ども・若者支援政策の現代的展開と 基本的視座についての一考察

朴 在浩\*, 松村 智史\*\*

**要旨:** 本稿は、共に福祉モデルが家族に大きく依存し、また、少子化など共通の社会課題に直面する日韓の近年の子ども・若者支援政策を、その対象（家族、個人）と社会階層（一般、低所得、貧困層）ごとに、記述的に整理・比較し、人生前半の社会保障に関する基本的な視座を提供することを目的とする。その結果、日韓ともに、家族に大きく依存した福祉モデルが、近年、個人主体の政策に変化してきていること、政策対象が選別主義からユニバーサルに拡大しつつあること、政策介入のタイミングとして事前的な性格が強くなっていることなどが明らかになった。また、子ども・若者が世帯にある程度依存し、一体化しているものであることから、子ども・若者を対象とした政策と、世帯支援の政策を一体的に進めることの重要性を示した。今後の課題として、近年の政策変化を生み出している多元的な要因や関係を、本稿で示した基本的視座から、社会背景や制度などを踏まえつつ、明らかにしていきたい。

**Key Words:** 日韓比較, 政策動向, 福祉モデル, 子ども・若者支援, 普遍主義・選別主義

### 1. はじめに

エスピン-アンデルセン (Esping-Andersen = 2001) の福祉レジーム論以降、比較福祉国家研究が活発に行われている。しかし、日韓比較については、制度を比較した先行研究はあるが (上村 2015 ; 金 2016 など)、2000 年代以降の大きく変動する現代的課題に対する政策展開やその社会背景については十分に研究されていない。

日韓では、「家族中心的福祉レジーム」(宮本ら 2003)<sup>1)</sup>と言われるほど、家族依存の大きい社会保障・社会福祉、男性稼ぎ主モデルが依然根強い。また、日韓両国は例えば、急速に進行する少子化の問題など、社会背景・課題に類似点がある。

そのなかでも特に喫緊の重要課題として両国で浮上しているのが、子ども・若者支援である。2000 年代以降、例えば日本においては、ニートに代表される若者の雇用問題や、「子どもの貧困」問題が大きく注目されている。一方、韓国では、過剰な学歴期待や家族による教育投資水準の高さなどから、どの社会階層でも高い大学進学率を誇りつつも、景気不況や急速な女性の社会進出などから、若者失業者の増加、無業の若者支援のあり方が深刻な社会問題となっている<sup>2)</sup>。

2018 年 6 月 28 日受付 / 2019 年 4 月 2 日受理

\* 首都大学東京大学院人文科学研究科 博士後期課程

\*\* 首都大学東京大学院人文科学研究科 博士後期課程

このように、若干の違いはありつつも、子ども・若者が危機に直面し、これを乗り越えるための支援政策が社会の最重要課題となっていることは共通している。

そこで、本研究は両国の共通点や差異を生み出す歴史的・社会的背景にも丁寧に目を向けつつ、両国の子ども・若者支援政策を比較し、2000年代以降にめまぐるしく変化する政策やその背景を分析する上での示唆を得ることを目的とする。

## II. 政策の比較に対する枠組み

日韓両国の社会支出を見ると、日本は約 23.1%、韓国は約 9.3% (OECD 2013) となっており、日本と韓国では、福祉国家の発展水準が異なる。ただし近年、日韓両国とも子ども・若者政策が急増しているという点は共通し、また、日韓の GDP 対比家族支出は、日本は 1.3%、韓国は 1.1% と類似しているなど、比較研究の可能性があると考えられる。また、積極的労働市場政策を見ると、日本は 0.2%、韓国は 0.5% と近接し、「人生前半の社会保障」(広井 2006) という視点から考えれば、日韓の支出はほぼ同じだと考えられる。すなわち、2000 年以後、子ども・若者を主体とする新たな政策が形成されつつあり、これらに着目し、比較することで、新たな示唆を得ることができると考える。その上で、本稿では、次のように分析を行う。まず、本稿で扱う「子ども・若者」について述べる。子ども・若者は成長途上であり、ある程度は親・世帯に依存する時期であるので、自立した大人とは区別しなければならない。また、子ども・若者を社会保障の対象、つまり、社会的支援を必要とする対象として把握すべきだと思われる。「子ども・若者育成支援推進大綱」によれば、「子ども・若者期」は 30 歳未満、「ポスト青年期」は 40 歳未満と定義される一方で、韓国の児童福祉法では、児童は 18 歳未満と定義され、2018 年与野党の合意した「若者基本法(案)」では、若者を 19~34 歳で定義している。このように法律や政策における年齢には厳密には若干のばらつきがあるものの、子ども・若者という言葉が、先述の特性、すなわち、親や世帯への依存度が強く、自立した大人と異なる、独自に社会保障の対象になり得るものであるという共通認識がよみとれる。以上の点を踏まえ、本稿では、このような特性をもつ者を「子ども・若者」とした上で、2000 年以降、近年の社会背景から新しく形成した事業・サービス(法律は除く)に限定し、両国の子ども・若者支援政策を比較分析する。その際に、分析の視点として、以下の 2 点に着目する。まず、子ども・若者が完成・独立した成人主体とは異なり、成長途上で、世帯(家族)に一定程度、依存・一体化したものであるため、本人に対する政策と世帯(家族)に対する政策に分かれうること、および、福祉の家族依存の度合い(脱家族化のレベル)に照らし、①政策対象が世帯(家族)対象なのか、それとも本人対象なのかに着目する。かかる観点は、「脱家族化」(Esping-Andersen=2000)という、家族偏重や過度な家族への福祉依存から政策がどの程度脱却しているのかという問題意識と通底する。近年の大きな社会変化のなかで、個人が家族に依存せずに自立した存在として政策対象となっているのか、ということは、これまでやこれからの福祉と家族のあり方を考える上で有用であると同時に、近年の福祉政策の動向や特性を捉える上で重要な視座である。したがって、本稿では、まず、政策対象が「世帯家族」なのか、「本人(個人)」なのかという点に着目する。

次に、②社会階層(一般、低所得、貧困層)ごとにどのような政策があるのか、すなわ

ち、福祉政策の対象がどの階層に重点的に置かれているのか、普遍主義・選別主義の差異に着目する。歴史的に見れば、社会保障制度は貧困層から始まり、一般層まで政策対象が拡大され、市民の社会権としてユニバーサルな福祉が整備されてきた。しかし、依然としてそれぞれの経済的状況に違いがあり、社会保障制度は三重構造（一般層・低所得層・貧困層）とも指摘されている（岡部 2015）。近年、日韓では政党競争や市民運動などの影響によって、福祉サービスの対象がより一般層に向けて拡大されている。社会階層に分類することによって、子ども・若者支援策が普遍主義か選別主義かということを確認する。

これら大きく 2 軸から捉えることにより、両国の子ども・若者支援政策を、家族依存の度合い（脱家族化のレベル）や、福祉国家としての政策モデルの観点から捉えることができる。また、どの階層に対して、どういった政策が手厚いのか、あるいは薄いのか、近年変化はあるのかということ整理・比較することができると同時に、そのような政策を生み出している社会背景、政策のあり方にまでさかのぼって考察することが可能になると考える。

### III. 日本の子ども・若者支援政策の展開

日本では、生活保護法に代表されるように、個人ではなく、あくまで世帯を念頭に、かつ、一般予防策ではなく、生活困窮に陥った個別のケースごとに事後的な救済を行う取組が主流であった。その背後には、特に子ども・若者においては、世帯が第一次的に福祉を担うべきであるという価値観・意識や、そうしたものと呼応する政治の志向性があったと思われる。しかし、主に 2000 年代に入ってから、こうした、世帯単位、かつ、生活困窮層に絞った政策に変化が生じ始める。1990 年代初頭のバブル経済崩壊後、長期的な経済不況が続く、同時に、2000 年代以降、抑制的で閉じられた新卒一括採用や企業の業績悪化に伴うリストラなどが進む状況下で、非正規職の増加、さらには、ネットカフェ難民、ワーキング・プア、若年層のフリーターやニートの問題が顕在化した。そのため、政治的な 이슈にもなり、行政や国会での議論を経て、「若者・自立挑戦プラン」(2003 年)<sup>3)</sup>、「地域若者サポートステーション」(2006 年)<sup>4)</sup>のように、ニートやフリーターの若者の就労能力や雇用可能性を高める支援が広がっている。これらの取組は、世帯ではなく、若者個人を対象としていること、また、生活困窮層のレベルでいうと一般層を対象とした、いわゆるユニバーサルな取り組みであることが特徴である。このことは、ニートやフリーターが抱えるリスクが誰にでも発生することを示している。

他方、母子世帯など特に社会的弱者と呼ばれる人たちの生活・労働水準の低さも研究者やマスコミによって警鐘が鳴らされ、広く報道されるようになり、社会問題にも発展していった。とりわけ、子どもの関係では、2000 年代なかば以降、いわゆる「子どもの貧困」問題が顕在化し、子ども本人では選択できない生まれ育つ環境による不平等や格差を是正すべく、学習支援や子ども食堂など、草の根レベルの運動が、特に、伝統的な家族や世帯を重んじる自民党政権に比べてリベラルな民主党の政権期(2009～2012)において、行政や国会でも広く議論されるようになり、この問題をなんとかしようとする市民運動に発展し、ついに 2014 年には、子どもの貧困対策法が施行、各取組を求める大綱が閣議決定された。現在、自治体で取り組みが始まり、広がっているところである。

こうした日本における近年の取組の特徴として、対象が子ども本人であることが多いが、子どもが事実上は世帯と一体的であることや、そもそも子どもの貧困が親の貧困に基づくことなどから、子どもを入口としつつも、子どもに限定せずに世帯支援との一体化や、子どもから親・世帯への支援に発展させることが推奨されている。すなわち、子ども本人を主体とする政策と同時に、世帯単位の支援であることも特徴といえる（「生活困窮者自立支援制度」など）。さらには、生活困窮層レベルでいうと、貧困層だけでなく、その上の低所得層・一般層も念頭に置き、少子化対策や女性の社会進出・活躍を促す点からも、困窮層に限定されないユニバーサルな世帯全体の支援が、子ども本人の支援と同時に比べて比べると推奨されている。もっとも、一般層を含んだ貧困対策はさほど進んでおらず、家族依存を原則としつつ補助的に政策が講じられる。選別主義の傾向がある意味では依然として強いことを示しているだろうが、特に子ども・若者支援の点では、ここまで述べてきたように、世帯の視点を欠かすことはできないという認識が広がっている。そのため、両者は今後、一層近接していく、あるいは、個人支援と世帯支援が一体不可分となった政策が進められていくことが予想される。

もっとも、支援のあり方（方法）としては、現物給付にとどまっている。この点、韓国では、ローカルレベルにとどまるが、本人を対象とした現金給付型の若者配当・手当が現れており、日本への示唆に富むものと考えられる。

そこで、続いて、韓国の具体的な政策の流れ、特に政治との関係を踏まえつつ、革新自治体の動きなどについて述べる。

#### IV. 韓国の子ども・若者支援政策の展開

韓国では、1990年代のアジア金融危機に代表される経済不況や雇用条件の悪化、また、新自由主義的な構造調整が進むなかで、特に若年層をめぐる雇用状況が急速に悪化、「若者失業」が社会問題化し、家計に重くのしかかる高い学費負担もさることながら、大学を卒業したとしても非正規職に就かざるをえない者が増え、世間・世論に大きな影響を与える社会運動へと発展していった。また、子ども・若者を包摂する家族との関係では、韓国は少子化・離婚率の上昇などの家族変化をいち早く経験し、その打開・改善のために、活発な市民運動や社会運動が展開された。さらに、政治家・研究者・官僚・当事者団体の距離が近く、世間も巻き込みながら、関係団体が横断的に連携した。また、若者問題が新しく浮上したため、政治家は若者の支持の獲得を念頭に置いて、若者を対象とする政策が進んでいった。これらの社会運動や、関係団体の距離の近さ、深い問題意識の共有化、連携した取組が、政治や政策に大きなインパクトをもたらし、子ども・若者を主体とする新たな政策の潮流が形成されていったといえる。

高度成長期以来、韓国の福祉体制は経済成長に付随的なものであったが、金大中政権（1998～2003）から本格的に福祉国家制度が整備された。東アジア金融危機の背景として韓国の歴史上初の政権交代を行った金大中政権は、「生産的福祉」を打ち出しながら家族主義的な福祉政策からの転換を目指した（大西 2014：60）。金大中政権の「生産的福祉」は、盧武鉉政権（2003～2008）の「参与福祉」と「社会投資論」に影響を与えた。また、再び保守政権の政権交代が行われたが、李明博政権（2008～2012）・朴槿恵政権（2012～

2017)でも福祉支出は増加し続けた。続いて、年代ごとに具体的に述べる。

2000年以後、韓国の子ども・若者支援政策は選別主義からユニバーサルな政策として拡大した。福祉政策の拡大は、育児サービスから始まった。金大中政権では「女性部」を設置し、女性政策向けの官僚が集まり、ジェンダー平等や脱家族化を目指した。これは、選挙で大きな影響力がある女性有権者にアピールする効果があった (Estevez-Abe & Naldini 2016 : 335)。2001年、保健福祉部は「保育事業中長期総合発展計画」を発表したが、これは、韓国で最初の総合的な保育政策計画であり、保育サービスを拡大する内容を含んでいた。保育サービスの拡大は次の政権でも続けられた。2004年所得によって保育料を支援する制度が導入され、2011年5才無償保育、2012年満3~5才育児に対する無償保育(ヌリ課程)が実施された。

「社会投資論」路線を打ち出した盧武鉉政権では、「ドリームスタート」や「児童発達口座」(CDA)のような低所得層の子ども向け事業が新しく進められた。2004年児童福祉法が改正され、地域ごとに「地域児童センター」<sup>5)</sup>が設置され、教育や給食支援などの事業を行った。社会運動から始まった「WEスタート」という低所得層の子どもに対する事業は自治体・企業・市民団体が協力しながら行われた。また、「一人親家庭支援法」が成立され、低所得層の一人親家庭に生計費を支給する制度ができ上がった。

一方、2000年以降、韓国政府では「若者失業」という新しい社会問題が登場したため、政府は主に若者雇用に焦点を当てて若者支援策を展開した。2003年「若者失業総合対策」をはじめ、2005年「若者雇用促進対策」、2008年「若者雇用追加対策」、2010年「若者の明日をつくる第一次プロジェクト」<sup>6)</sup>、2011年「若者の明日をつくる第二次プロジェクト」、2016年「若者明日チェウム共済」<sup>7)</sup>という若者支援策が次々打ち出された。このような若者政策は、雇用政策であり、所得制限もあり、就労支援にとどまっていた。

しかし、地方レベルでは、画期的な若者政策が打ち出された。代表的な若者政策はソウル市の「若者手当」、ソンナム市の「若者配当」である。これらの政策の特徴は就労だけではなく、生活そのものを支援することを目的とし、全ての若者を対象としている。

2011年10月26日、ソウル市長選挙では、市民運動家朴元淳(パク・ウォンスン)が若者の支持を得て当選した。朴元淳ソウル市長は「青年ユニオン」などの若者団体が参加する「ソウル若者ネットワーク」を発足させ、若者当事者(および若者団体)が自ら若者政策を提案した。このような提案を基に、2017年7月ソウル市は「若者手当」を導入した。「若者手当」は就労支援のために、満19~29歳のソウル市民対象として所得制限なく、5,000人選別し、2カ月から6カ月の間月5万円支給するものである。

また、ソンナム市では「ベーシックインカム」といえる「若者配当」が導入された。2016年「若者配当」は満24才ソンナム市民対象(17,426人)として、年5万円の地域商品券を支給し、2017年は年10万円の地域商品券が支給された。

以上のように、2000年以来、韓国では、子ども政策が次々進んでおり、低所得層から一般層に支援が拡大している。また、一部の地方レベルだが、当時、首長が野党である自治体では、若者支援策雇用政策を超えて、若者の一般層を対象とする現金給付が現れていった。これは、日本に比べて若者問題が深刻な状況になり、当時、朴槿恵政権(保守党)の主な支持層は高齢者であったが、野党である民主党の支持層は若者層であったためである<sup>8)</sup>。

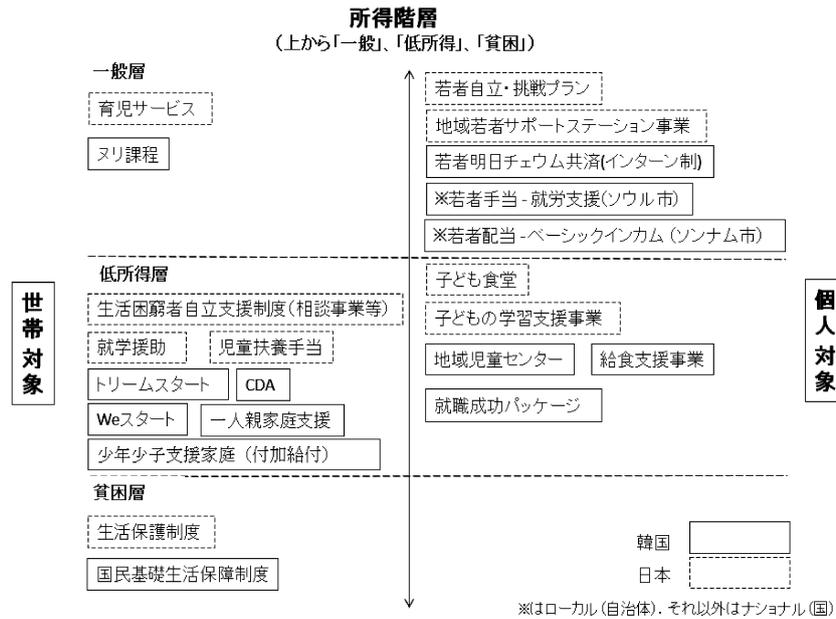


図 1 縦軸の所得階層（一般・低所得・貧困）と横軸の政策対象（世帯・個人）の整理

## V. 全体考察

ここまで述べてきた近年の日韓の子ども・若者政策を、所得階層ごとに区分して整理したものが図 1 である。

まず、日韓ともに、世帯を対象とした支援政策が大きく、このことは、両国とも伝統的に福祉の家族依存の度合いが強いことを示している（横軸「世帯対象」の政策）。

この点、先にも言及したが、例えば、宮本ら（2003）は、東アジア福祉国家の特徴として、家族を中心に構成された「家族中心的福祉レジーム」(Family-Centered Welfare Regime) を指摘する。こうした福祉のあり方は、家族や世帯が家庭における福祉を第一的には担うべきであるという価値観や社会意識が依然として強いといえると同時に、換言すれば、政府や行政による福祉の提供システムが内容およびその基盤において脆弱であることを意味する。すなわち、福祉の財政的基盤が弱く、予算が決して大きくないことに加えて、そうした低度の福祉モデルをある意味では支えているともいえる人々の価値観・意識や問題顕在化の程度などの社会背景、さらに、それらを汲み取り、反映した政治の志向性、判断によるところが大きいといえる。

一方、特に近年では、子どもの貧困問題、人生の出発時点・スタートからの不平等や格差、若者のニート、フリーター、労働条件の劣悪な非正規職、無業化などの労働をめぐる様々な問題の顕在化を受け、子ども・若者本人を主体とした、「個人対象」の政策が増えている。このことは、家族の福祉依存の軽減を意味するだけでなく、近年、子ども・若者個人を主体とした福祉モデルが拡張してきていることを意味する（横軸「個人対象」の政策）。

では、近年のこうした変化を生み出している要因としては何が考えられるだろうか。さきほど、福祉モデルのあり方を左右するのは、財政的な多寡だけでなく、そうした福祉モデルを支える人々の価値観・意識や問題顕在化の程度などの社会背景、さらに、それらを

汲み取り、反映した政治の志向性、判断によるところが大きいと述べた。これらの観点から、日韓の比較を行うことは本稿の紙幅を大きく超える。今後、本稿で示した記述的な日韓の政策比較の整理や、子ども・若者を主体とした「個人対象」で、かつ、ユニバーサルで、事前的な特徴がある近年の政策の潮流を踏まえて、近年のこうした変化を生み出している多元的な要因やその関係性を明らかにしていきたい。

## VI. まとめと今後の課題

ここまでみてきたように、以前までの日韓ともに家族に大きく依存した福祉モデルが、「人生前半の社会保障」という新しい福祉モデルへと転換してきたといえる。本稿でみたように、個人を対象とした政策に変化してきており、特に子どもや若者支援政策では、その傾向が強い。また、政策対象が選別主義から、ユニバーサルに拡大しつつある。また、政策のタイミングとして、事後的ではなく、事前的な傾向が強くなっている。

もっとも、子ども・若者が世帯にある程度依存し、一体化しているものであることから、子ども・若者本人を対象とした政策と、世帯支援の政策を一体的に進めることこそ重要であろう。また、近年のこうした変化を生み出している要因として、政治の力や、政治を動かす市民運動、社会運動が果たしている役割が大きいことが考えられる。

今後の研究課題としては、さらなる変化に目を向けつつ、日韓の近年の変化を生み出しているメカニズムについて、社会背景・制度や文化などの共通点・差異点、また、本稿で示した近年の政策の特徴を踏まえつつ、より深く分析し、明らかにしていきたい。

## 注

- 1) 同じ家族中心的、家族依存的な福祉レジームといわれる日韓でも、家族や子ども・若者をめぐり、若干の差異はある。この点、例えば、相馬（2012）は、「韓国社会では、多様な家族をどう包摂するかという視点から、明示的な『家族政策』に向けて政策の再編」が進んできた一方、日本では、子育ての社会化や若者支援の理念が掲げられつつも、そのなかに「家族像見直し」や「位置づけ」が問われることなく、「暗黙的・個別主義的」な政策形成が見られると指摘する。また、日本と韓国でこのような差異が生まれた要因として、韓国では、アジア金融危機などの経済不況や、少子化・離婚率の上昇などにより、「圧縮的な家族変化」をいち早く経験し、さらに、活発な市民運動や社会運動、政治家、研究者、官僚、当事者団体の距離が近く、連携して政策がダイナミックに動くことを指摘する。
- 2) 韓国の大学進学率は 2008 年 83.8%まで達したが、大卒失業率の増加によって、2017 年では 68.9%まで減少した。また、2017 年若者失業率は 9.9%で全体失業率 3.7%に比べると、より高い水準である（韓国統計庁 2017）。
- 3) 「若者自立・挑戦プラン」は、キャリア教育、無業者に対応する「若者自立塾」、企業内人材育成の活性化、ジョブカフェや日本版デュアルシステム導入、若者問題の国民的な関心を喚起する広報・啓発活動など多様な取組を包含しており（内閣府 2003）、総合的な事業の性格を有するといえる。

- 4) 「地域若者サポートステーション」は若年無業者を主たる対象に据え、2006 年度から 25 カ所で事業がスタートし、2018 年度、全国 175 カ所で実施されている（「サポステ」ホームページ参考）。主な事業としては、15～39 歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練など、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行っている。
- 5) 2003 年児童福祉法の改正に通じて、主に低所得層向けの事業として開始した。地域児童センターでは子どもに対する給食事業や学習支援などが実施されており、日本の子ども食堂・子どもの学習支援事業とは、比較対象となりうる。
- 6) 2010 年「若者の明日をつくる第一次プロジェクト」の一環として「就職成功パッケージ」という就労支援制度が導入された。「就職成功パッケージ」では、若者層（18～34 歳）、中高年層（35～64 歳）に対象が分類され、一定期間、職業訓練に参加すると、月 2～3 万円の参加手当を支給する。
- 7) 2016 年「若者明日チェウム共済」という雇用支援金の制度が導入された。この制度では、若者（15～34 歳）が中小企業に就職した場合、政府が中小企業に雇用支援金を支給するものである。また、2 年後満期になった時、当該勤労者は約 160 万円や利子を受領する制度である。大企業と中小企業の賃金格差が招くミスマッチを解消することが目的であった。
- 8) たとえば、2012 年大統領選挙で、保守政党の朴槿恵候補は 50～70 代に 70%以上の支持を得た。一方で、民主党（革新派）の文在寅候補は 20～30 代に 65%以上の支持を獲得した（2012 年放送 3 社メディアリサーチ出口調査）。

#### 引用文献

- Choi, S. (2011) 『児童福祉の理解』大英出版社。（韓国語文献）
- Esping-Anderson, G. (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity Press. (= 2001, 岡沢憲英・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房.)
- Esping-Anderson, G. (1999) *Social Foundations of Postindustrial Economics*, Oxford University Press. (= 2000, 渡辺雅男・渡辺景子訳『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店.)
- Estévez-Abe, M. and Naldini, M. (2016) Politics of Defamilialization: A Comparison of Italy, Japan, Korea and Spain. *Journal of European Social Policy*, 26(4), 327–43.
- 樋口明彦・上村泰裕・平塚眞樹 (2011) 『若者問題と教育・雇用・社会保障——東アジアと周縁から考える』法政大学出版局。
- 広井良典 (2006) 『持続可能な福祉社会——「もうひとつの日本」の構想』ちくま新書。
- 上村泰裕 (2015) 『福祉のアジア——国際比較から政策構想へ』名古屋大学出版会。
- 韓国統計庁 (2013) 「就学率および進学率」([http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx\\_cd=1520](http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=1520), 2018.6.20)。（韓国語文献）
- 韓国統計庁 (2017) 「地域・年齢別失業率」([http://kosis.kr/statHtml/statHtMl.do?orgId=101&tblId=DT\\_1DA7107](http://kosis.kr/statHtml/statHtMl.do?orgId=101&tblId=DT_1DA7107), 2018.6.20)。（韓国語文献）
- Kasza, G. J. (2006) *One World of Welfare: Japan in Comparative Perspective*, Cornell

- University Press. (= 2014, 堀江孝司訳『国際比較でみる日本の福祉国家——収斂か分岐か』ミネルヴァ書房.)
- Kim, B., Park, H., Shin, Y. et al. (2017) 『地方政府の若者政策変化分析に通じて若者政策 2.0 方向および課題導出研究』(財) グローバル政治経済研究所. (韓国語文献)
- 金 成垣 (2016) 『福祉国家の日韓比較——「後発国」における雇用保障・社会保障』明石書店.
- Lee, C., Kim, M., Lim, S. et al. (2016) 『海外主要国若者政策現況調査』韓国保健社会研究院.
- 宮本太郎・イトペング・埋橋孝文 (2003) 「日本型福祉国家の位置と動態」 エスピノーアンデルセン編『転換期の福祉国家』早稲田大学出版部, 295–336.
- 内閣府 (2003) 「若者自立・挑戦プラン」(<https://www5.cao.go.jp/keizai1/2004/0422wakamono.html>, 2018.12.8).
- OECD (2013) OECD DATA: Social Spending. (<https://data.oecd.org/social-exp/social-spending.htm>, 2018.6.20).
- 岡部 卓編 (2015) 『生活困窮者自立支援ハンドブック』中央法規.
- 大西 裕 (2014) 『先進国・韓国の憂鬱: 少子高齢化, 経済格差, グローバル化』中公新書.
- Seo, B. (2016) 「地方政府カバーナンスの制度と過程——若者政策の事例」 Lee, H., Rho, D., Seo, D. et al. 『いい政府の制度と過程』オルム出版社, 209–55. (韓国語文献)
- 相馬直子 (2012) 「圧縮的な家族変化と子どもの平等——日韓比較を中心に考える」『人口問題研究』68(3), 85–104.
- サポステホームページ (<http://saposute-net.mhlw.go.jp/results.html>, 2018.12.8).
- Son, A. (2017) 「ソンナム市若者配当政策はどんなに生じたのか」『亜細亜研究』60(1), 52–102. (韓国語文献)
- 武川正吾 (2007) 『連帯と承認——グローバル化と個人化のなかの福祉国家』東京大学出版会.

## **A Study of Modern Development and Basic Perspective on Support Projects for the Children and Youth in Japan and Korea**

Jaeho PARK, Satoshi MATSUMURA

Both Japan and Korea are greatly dependent for welfare model on family and have common social issues such as declining birth rate. The purpose of this paper is to survey the recent support projects for the children and youth in two countries and construct a theory through a basic perspective by comparing the projects between the two and organizing descriptively. I have also tried to classify respondents into individual or family and arrange them in social hierarchy like poverty, low or ordinary class defined on the basis of income.

As a result, I have found that two governments have recently shifted their policy from welfare model into individual-centered one and in addition from selectivism into universalism, taking proactive measures. I have appreciated how important the integration of support system for the individual and for the household is.

At the next stage I hope to clarify pluralistic factors and relationships of recent changes in policy trends through basic perspective on support projects, considering social background and system.

**Key Words:** Comparison between Japan and Korea, Policy trends, Welfare model, Support projects for the children and youth, Universalism & selectivism